

消費者トラブル防止かわら版 No.4

福井県県民安全課からのお知らせ

～健康食品等の強引な電話勧誘・送りつけ商法にご注意！！～

「以前注文を受けた」などと記憶の曖昧さにつけ込まれ、健康食品等を強引に送りつけられるトラブルが高齢者を中心に多発しています。

トラブル事例

先週、見知らぬ業者から電話があり、「以前申込みいただいた健康食品が入荷した。今から代金引換で送る」と言われた。「注文した覚えがない」と業者に伝えたが、「〇月〇日に確かに注文を受けている」と強く言われ、断りきれずに承諾してしまった。

今日、商品が自宅に届いたが、やはり注文していないと思うので、返品してお金を返して欲しい。

トラブルに遭った場合は・・・

- 1 断ったにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合は、受け取りを拒否しましょう。
- 2 代金を支払ってしまった場合でも、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。

アドバイス

- 1 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう。
- 2 高齢者のトラブルが多発しています。トラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲の人が注意して見守りましょう。
- 3 トラブルにあったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター ☎0776-22-1102 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟3階)

受付時間／9:00～17:00 (土・日曜日にも相談を受け付けています。県嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です。)

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。(平日のみ)